## 申告の際に必要な提出書類

- ① 市民税・県民税の申告書
- ② 市県民・県民税申告書付表(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)
- ③ 税務署へ提出された「確定申告書の本人控」の写し
- ④ 上場株式等の配当等がある方は 「上場株式等に係る配当等に関する書類」の写し (上場株式配当等の支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払い通知書、特定口座年間取引報告書など)
- ⑤ 上場株式等の譲渡所得等がある方は 「上場株式等の譲渡所得等に関する書類」の写し (特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など)

## 注意事項

・この付表は原則として、当該年度の申告期限内に提出してください。ただし、期限後であっても<u>当該年度の</u> 納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。

(納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告書は無効となります。)

・上場株式等に係る譲渡損失のある方で、所得税とは異なる課税方式を選択した場合、繰越控除期間中は、市 民税・県民税の申告の際に「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。